



JASDAQ

平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 白 石 幸 生
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 松 橋 英 一
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成27年6月26日開催予定の第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 目的事項の追加

当社は新規事業として本格的にアート事業を進めるにあたり、当該事項に関わる内容を事業目的に追加いたします。

(2) 取締役任期の短縮

取締役の事業年度に関する責任をより明確にし、経営環境に迅速に対応するための経営体制の構築、適切な人材配置の推進を実施するため、取締役の任期を2年から1年に短縮いたします。

(3) 剰余金の配当等の決定機関の変更

会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことでより機動的な資本政策および配当政策を図ることを可能にいたします。

(4) その他

上記の変更に伴い条数の変更、条文の追加および重複する内容の削除を実施いたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、添付別紙をご覧ください。

3. 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(金)

定款変更の効力発生日

同上

以上

(別紙)

定款の現行および変更案対比表

(下線___は、変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. _____ (条文省略)</p> <p>9. _____ (新設) (新設) (新設)</p> <p>10. _____ (条文省略)</p> <p>(略)</p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(任期) 第22条</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(剰余金の配当) 第49条 <u>当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</u></p> <p>(中間配当) 第50条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1. _____ (現行どおり)</p> <p>9. _____</p> <p>10. <u>古物営業法に基づく中古美術品、宝飾品等古物の買取、仕入および販売</u></p> <p>11. <u>展示会、展覧会の開催および運営</u></p> <p>12. <u>美術品投資顧問業務および美術資産運用コンサルティング業</u></p> <p>13. _____ (現行どおり)</p> <p>(略)</p> <p>(削除) (第6条削除のため、以降は1条ずつ繰り上げる。)</p> <p>(略)</p> <p>(任期) 第21条</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第48条 <u>当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第49条</p> <p>1. <u>当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

以上